

益田市農業委員会第30回総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月26日(水)午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 人権センター 多目的ホール

3. 農業委員(出席14名)(欠席2名)

1番 又賀 保(出)	2番 大畑 美里(出)	3番 須藤 寿人(出)
4番 吉村 太(出)	5番 大庭 清(出)	6番 齋藤 浩文(出)
7番 御神本康一(出)	8番 田中 綾(出)	9番 佐原 晃子(出)
10番 領家 耕一(出)	11番 松本 幸夫(出)	12番 谷本 大輔(出)
13番 柳田 継男(出)	14番 豊田 志摩(出)	15番 宮川 有衣(欠)
16番 西川 友史(欠)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席19名)(欠席5名)

1番 増野 六彦(出)	2番 三輪 昌義(出)	3番 澁谷 記幸(出)
4番 澤江 浩一(出)	5番 山根 健治(出)	6番 寺戸 康人(出)
7番 三浦 尚人(欠)	8番 田原 勝美(出)	9番 野村 浩三(出)
10番 寺戸豊太郎(欠)	11番 塩満 文雄(出)	12番 河野 正憲(出)
13番 青木 伸爾(欠)	14番 中村 敏幸(出)	15番 椋木 昭雄(出)
16番 長谷川孝明(出)	17番 豊田 繁雄(出)	18番 中島秀一郎(出)
19番 宮内 英之(欠)	20番 椋木 孝光(出)	21番 岡崎 定佳(出)
22番 渡邊 豊孝(出)	23番 河野 光好(出)	24番 三浦 和顕(欠)

5. 提出議案

議第139号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第140号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第141号	農地でないことの確認について
議第142号の1	土地改良事業の換地計画の同意について(内田下地区)
議第142号の2	土地改良事業の換地計画の同意について(久保坂地区)
報第119号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第120号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第121号	公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
報第122号	農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について
報第123号	利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 柳井局長、齋藤局長補佐、高橋係長、岩本主事

7. 議事の概要

大庭清職務代理	<p>それでは、定刻になりましたので、只今より第 30 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、1 番の又賀委員、2 番の大畑委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の欠席委員は、農業委員が 15 番宮川有衣委員、16 番西川友史会長、農地利用最適化推進委員が 7 番三浦尚人委員、10 番寺戸豊太郎委員、13 番青木伸爾委員、19 番宮内英之委員、24 番三浦和顕委員。</p> <p>はじめに「議第 142 号の 1・2 土地改良事業の換地計画の同意について」を議題といたします。</p>
土木課 益成	<p>益田市土木課の益成と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、内田下地区の換地計画について簡単ですが説明させていただこうと思ひます。従前の農地面積は 41,790.48 平方メートルでしたが、換地後は 46,428 平方メートルとなります。関係農家数は 18 戸で、団地につきましては従前の土地は 40 で、整備後、換地によって 19 団地となります。集団化率については 95.45%となり、1 団地当たりの面積につきましては、従前の土地が 1,038 平方メートルに対して、換地後 2,419 平方メートルとなります。換地処分等の時期につきましては、換地計画にかかる土地改良事業の工事完了時期が令和 7 年 3 月としており、換地処分の時期は令和 8 年 3 月を予定しております。</p> <p>続きまして久保坂地区について説明させていただこうと思ひます。従前の農地面積は 8,651 平方メートルでしたが、換地後は 7,552 平方メートルとなります。団地計画の内容につきましては、関係農家数が 5、団地数につきましては従前の土地が 5、換地後にも同じ 5 となります。集団化率につきましては 0%となり、1 団地当たりの面積につきましては、従前の土地が 1,730 平方メートルに対して、換地後は 1,510 平方メートルとなります。換地計画にかかる土地改良事業の工事完了時期は令和 7 年 3 月、換地処分の時期につきましては、内田下地区と同じく令和 8 年 3 月を予定しております。</p> <p>当該地区の換地計画について同意をお願いいたします。以上となります。</p>
大庭清職務代理	<p>土地改良事業の換地計画の同意については以上 2 件でございます。ただいま事務局からの説明がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと「議第 142 号の 1・2 土地改良事業の換地計画の同意について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第 139 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
事務局	<p>1 番 神田町</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、神田町の畑 2 筆 202 平方メートルです。譲り渡し事由は、隣接する宅地建物と一緒に売却したいため。譲り受け事由は、隣地する宅地</p>

<p>大庭清職務代理 松本幸夫委員</p>	<p>建物を買い受けたため、申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>11番松本です。先日、椋木推進委員と長谷川推進委員と現地を確認しに行きました。周りが池と後ろが山で畑がその間にあるんですけど、今まで前の人木を植えたり管理されておりましたけど、今回、そこに新しく東京から来られまして住んでおられますんで、その人が買われたということで別に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>本日の3条申請は以上1件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと「議第139号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第140号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番 東町</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、東町の畑1筆 485平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は宅地造成で、用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。水は、合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>大庭清職務代理 又賀保委員</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>1番又賀です。現地確認は11月16日に大畑委員と行いました。この周辺は以前、農業委員会に5条で出されました農地が宅地として計画されておりましたが、その地域の中の一角がこの度の申請地でございます。ここを一体として宅地として開発して分譲したいということでございます。現地に行ってみましたが、特に問題はないように思います。よろしくご審議ください。</p>
<p>大庭清職務代理 事務局</p>	<p>2番 かもしま東町</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま東町の田1筆 1,096平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は薬局及び食堂で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該</p>

	<p>当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
<p>大庭清職務代理 大畑美里委員</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
	<p>2番大畑です。現地確認は11月16日に又賀委員と行いました。申請は薬局と食堂を建てるため、現在ある薬局は倉庫に使われて、新しく薬局を建てるようです。排水は上下水道が完備された所で、適当であると判断しました。</p>
<p>大庭清職務代理 事務局</p>	<p>3番 須子町</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p>
	<p>土地の所在は、須子町の畑1筆 305平方メートルです。都市計画区域外の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたします。転用目的は駐車場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
<p>大庭清職務代理 須藤寿人委員</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
	<p>3番須藤です。17日に澁谷推進委員と現地を確認してまいりました。〇〇が農地転用したいということです。駐車場に利用するようで、問題はないと思います。土地改良区の意見書も添付されております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>大庭清職務代理 事務局</p>	<p>4番 安富町</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p>
	<p>土地の所在は、安富町の田2筆 1,989平方メートルです。都市計画区域外の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたします。転用目的は太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
<p>大庭清職務代理 領家耕一委員</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
	<p>10番領家です。11月22日に青木推進委員と現地の確認にまいりました。周辺は既に太陽光パネルの設置がされている所でありまして、この件を否という理由にはないと思われま。また隣接者の同意書、土地改良区からの意見書、また業者からの説明文と申しますか案内文を近隣の住民の方へ配っております。それらの点を鑑みまして審議のほどよろしく願いを申し上げます。</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>5番 美都町山本</p>

事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、美都町山本の畑3筆 158.55平方メートルです。都市計画区域外の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたします。転用目的は宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については、既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
大庭清職務代理 佐原晃子委員	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>9番佐原です。11月18日に塩満推進委員と河野推進委員と現地の確認に行きました。現地の方はもう進入路の部分は進入路として使われていて、庭の部分も管理されている状態できれいでした。元々、隣の家を購入されてその後、〇〇さんの親御さんに許可を取って使われていたということなので、そのまま今回譲り受けて同じように使っていくということなので、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
大庭清職務代理	<p>本日の5条申請は以上5件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと「議第140号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第141号 農地でないことの確認について」を議題といたします。</p>
大庭清職務代理 事務局	<p>1番～3番 津田町</p> <p>申請地は津田町10筆4,005平方メートルです。1番と3番の筆については、平成15年頃、2番の筆については平成25年頃より耕作していないため、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
大庭清職務代理 吉村太委員	<p>続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします</p> <p>4番吉村です。11月19日に澤江推進委員と事務局、県土木の方と計7名で現地確認を行いました。現地は平成15年から25年の辺りからもう耕作していない、山林化しているというのもあるんですけど、あと、地滑りを起こすということで農地として復旧することは不可能と思います。申請は妥当だと思います。以上です。</p>
大庭清職務代理 事務局	<p>4番 大草町</p> <p>申請地は大草町の3筆2,839平方メートルです。昭和51年頃より耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

<p>大庭清職務代理 吉村太委員</p>	<p>続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします</p> <p>4番吉村です。現地の確認は11月15日に山根推進委員と行いました。昭和51年から既に耕作してなくて山林化している状態で、農地としての復旧は不可能だと思います。以上です。</p>
<p>大庭清職務代理 事務局</p>	<p>5番 乙子町</p> <p>申請地は乙子町の1筆2,221平方メートルです。平成7年頃より耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>大庭清職務代理 吉村太委員</p>	<p>続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします</p> <p>4番吉村です。これも先程と同じように11月15日に山根推進委員と現地確認を行いました。平成7年頃から耕作しておらず本当に山林化しておいて、本当に田んぼがあったかどうかその辺が分からない状態です。農地としての復旧は不可能だと思います。以上です。</p>
<p>大庭清職務代理 事務局</p>	<p>6番 美都町山本</p> <p>申請地は美都町山本の3筆1,209平方メートルです。昭和40年頃より耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>大庭清職務代理 佐原晃子委員</p>	<p>続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします</p> <p>9番佐原です。11月18日に河野推進委員と塩満推進委員と現地の確認に行きました。先程出た案件と同じ持ち主だったんですが、譲渡人の〇〇さんなんですが、川を挟んだ反対側にありまして、そちらは一体としてもう山林化されている状態だったので、耕作は困難だと思います。行く道も無かったので山林化していると思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>大庭清職務代理 事務局</p>	<p>7番 匹見町匹見</p> <p>申請地は匹見町匹見の4筆808平方メートルです。昭和60年頃より耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>大庭清職務代理 渡辺豊孝最適化推進委員</p>	<p>続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします</p> <p>匹見の渡辺です。今日、農業委員が2人とも休みですので代わりに報告させていただきます。この案件につきましては、昭和40年頃集団移転で匹見の方に全部移られまして、その後60年頃から全く耕作をされてなかったんですが、その後また488号線が20年頃から通行止めになりまして、全く現地に入っていけない状態になってもう山林化してしまひまして、復旧は困難と思われまます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>本日の農地でないことの確認については以上7件でございます。事務局か</p>

理	らの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。
谷本大輔委員	12番谷本です。1番から3番の津田町についてですが、写真だけを見ると結構草を刈られてて何かきれいに見えるんですけど、昔こういう風にきれいにしている所は非農地にできないように習った記憶があるんですけど、変わったのでしょうか。教えてください。
事務局	この案件ですが、県の事業によってこの周辺一体について保安林指定を受ける予定になっております。地滑りを起こす関係で、治山施設を設置する計画になっております。山林にしておく必要があります、ここだけ見るのではなく、後ろの木が生えている所も見て一体として山林として扱うことになっておりますので、今回この申請が出てきております。
澤江推進委員	手続き上、非農地にしないと治山事業ができないということです。
吉村太委員	地滑りを起こしていますので、農地としては難しいと思います。
谷本大輔委員	はい、分かりました。
大庭清職務代理	よろしいでしょうか。 (はい、の声)
事務局	<p>そう致しますと「議第141号 農地でないことの確認について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。</p> <p>「報第119号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地農地中間管理事業一括方式の新規が2件、再設定が65件、耕作者の変更が1件、所有権移転が1件の合計69件、168,115.5㎡です。</p> <p>「報第120号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は17件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は3件です。</p> <p>「報第121号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について」届出件数は1件です。申請地は、美都町丸茂の田2筆 1,117平方メートルです。事業施行者は島根県益田県土事務所です。</p> <p>「報第122号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について」届出件数は1件です。申請地は、内田町の1筆 430平方メートルの内33.58平方メートルです。農業用施設の利用でございます。</p> <p>「報第123号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」所在地は、桂平町の18筆 計 5,782.91㎡でございます。</p> <p>今回の非農地判断を行った農地は、豊川地区の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者1名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。</p>

大庭職務代理	<p>対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは無いようですので第30回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>会 長</p> <p>1 番</p> <p>2 番</p>
--------	--